

冷凍技術の国際標準化タスクフォース 開催要領

制定 令和8年9月11日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

第1 趣旨

人手不足が深刻化する食品産業において、省力化を実現しつつ、食品を安定的にロスなく供給するためのシステムの構築・高度化が求められている。特に流通工程につながる包装や保存の工程においては、鮮度にこだわる食文化を背景として冷凍技術に強みを有し、さらにはそのノウハウ等を活用し、低温高湿度で生鮮品を鮮度保持する技術（鮮度保持技術）が進展してきたところ。現段階では実証フェーズにとどまるが、この社会実装は、長時間・長距離の食品輸送を可能とし、日本の食品や生鮮品を世界各地に大きく展開させていくための起爆剤となり得る。

一方、これらの技術の世界進出に当たっては、各国規制への対応の負荷や海外機械に対する優位性が見えにくい、といった課題が事業者から指摘されており、各国の規制への対応や認証取得のための支援、日本主導による国際標準の策定等の施策について、具体的な議論を行う必要がある。

このため、我が国が強みを有する冷凍技術について、その国際標準化に関する取組方向を戦略的に検討する「冷凍技術の国際標準化タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

第2 タスクフォースの招集

タスクフォースは、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業部）が招集する。

第3 構成員等

- （1）タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合、自身の属する組織の者を代理人として出席させることができる。
- （3）構成員は、やむを得ない事情により当該構成員を変更する必要がある場合、事務局の了解を得た上で変更することができる。
- （4）構成員は、補助的同席者として自身の属する組織の者を帯同することができる。議事の進行上必要と認められる場合、補助的同席者は発言することができる。
- （5）農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ長は、構成員のほか、必要に応じて専門性を有する構成員以外の者の出席を求め、情報提供及び意見の表明を求めることができる。

第4 運営

- （1）タスクフォース会合及び配布資料は原則として非公開とする。議事要旨を作成し、タスクフォース会合終了後速やかに農林水産省のホームページにて公開する。
- （2）タスクフォースの事務局は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループの協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課原材料調達・品質管理改善室において行う。
- （3）この要領に定めるもののほか、タスクフォースの運営に必要な事項は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ長が定める。

冷凍技術の国際標準化タスクフォース
構成員名簿

< (一社) 食品冷凍技術推進機構 (FF Tech) >

代表理事 鈴木 徹

事務局長 玉置 亮

< (一社) 日本食品機械工業会 (日食工) >

事業部 部長 大村 宏之

技術課 木野 裕太

< (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構) >

企画戦略本部 研究管理役 萩原 昌司

食品研究部門 安全・加工研究領域 研究領域長 中村 敏英

保存加工グループ 主任研究員 安藤 泰雅

< (公社) 日本冷凍空調学会 >

事務局長 木村 俊

< (一社) 日本冷凍食品協会 >

常務理事 川崎 順司

< 農林水産省 > (事務局・関係部局)

大臣官房新事業・食品産業部

新事業・国際グループ

食品製造課

原材料調達・品質管理改善室

基準認証室